

伊万里市告示第106号

伊万里市地域デザイナー設置要綱を次のように定める。

令和7年6月1日

伊万里市長 深 浦 弘 信

伊万里市地域デザイナー設置要綱

(設置)

第1条 高校生の視点による魅力あるまちづくりの推進に関する助言又は提案を受け、若者の意見を取り入れた各種施策の推進を図るため、伊万里市地域デザイナー（以下「デザイナー」という。）を設置する。

(活動)

第2条 デザイナーの活動は、次のとおりとする。

- (1) 本市の魅力あるまちづくりの推進のために必要な事業又は施策を検討すること。
- (2) プレゼンテーション等の方法により前号の事業又は施策を市に対し助言し、又は提案すること。
- (3) その他市長が必要と認める活動

(委嘱)

第3条 デザイナーは、市内の高等学校に在籍する高校生の中から市長が委嘱する。

2 前項の委嘱は、個人のほか学年、クラス又は同一の活動を行うグループを単位として行うことができる。

(任期)

第4条 デザイナーの任期は、任命の日から当該年度の3月末日までとする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第5条 デザイナーは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第6条 デザイナーとの連絡調整等に関する庶務は、総合政策部企画政策課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、デザイナーに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年6月1日から施行する。